

平成 29 年度第 4 回高知県国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 6 時から午後 7 時 10 分

場所：高知城ホール

出席委員 吉本委員、島内委員、金子委員、崎岡委員、西森委員、小田切委員、
濱田委員、弘田委員

※欠席 久委員、藤田委員、西島委員

○会議録署名人の指名

高知県国民健康保険運営協議会運営要綱第 4 条 2 項に基づき、濱田委員及び弘田委員が
会議録の署名人として、指名された。

議題 1 平成 30 年度における「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」等 について

○事務局説明

資料 2 ページから 10 ページに基づき事務局から説明

○主な意見・質疑応答

【1 人当たりの納付金額と 1 人当たり保険料必要額の差について】

(委員)

資料 5 ページの確定係数による算定結果で、1 人当たり国保事業費納付金が 30 年度と
28 年度を比べて増えないことはわかったが、資料 9 ページでは 30 年度 1 人当たり保険料
必要額が、全体として更に下がっています。特に大川村の場合は 1 人当たり納付金額が
100%を超えているが、1 人当たり保険料必要額は 46.3%と下がり方が顕著ですが、どう
いった要因が考えられますか。

→ (事務局)

高知県の場合は小規模市町村が多く、そのため年度間での増減が大きくなり医療費が
高かった年度に不足保険料を基金から入れたりする等、納付金と連動しない部分があり
ます。

大川村の場合、28 年度に国保連合会で実施している保険財政共同安定化事業の交付超
過による影響が大きいです。

【保険料（税）率について】

（委員）

高齢化や人口減少等で国保財政が良くなることが期待できない中、激変緩和措置で納付金下がったことにより、市町村が保険料（税）を下げた場合、県は市町村に対して保険料（税）率に関する指導を行わないのですか。

→（事務局）

最終的には市町村の判断ですので、財政の健全化、安定化を考慮した上で判断してもらいたい。

平成30年度の算定結果だけでなく、一般会計からの繰入、基金の有無等、中期的な考え方をもって判断する必要があると思います。ただし、大きく変わることはないようにしてもらいたいと考えています。

（委員）

赤字補てん等目的の法定外繰入は削減していく方向でしたが、基金の繰入は構わないのですか。

→（事務局）

構いません。

（委員）

被保険者の最大の関心は保険料（税）額がどうなるかということだと思います。

国保は各市町村によって規模に差があり、医療事情も異なりますが、毎年保険料（税）率を変えても構いませんか。

また収納率は保険料（税）率にどのような影響があるのでしょうか。

→（事務局）

国保の保険料（税）率は毎年度見直ししてもらうのが基本です。現状では毎年度、変えるのは困難で単年度ごとの見直しがなされていないのが実情ですが、各市町村において中長期的な見通しのもと保険料（税）率を設定しています。

また、収納率については、高ければ保険料（税）率は下がり、低ければ上がります。市町村で保険料（税）率を決定する際は保険料必要額を予定収納率で割り戻します。

例えば、保険料必要額が99,000円の場合、収納率が90%の市町村であれば99,000円÷0.9の110,000円で賦課しますが、収納率が100%の市町村であれば99,000円で賦課します。

【保険料（税）率の平準化について】

（委員）

資料 10 ページの 29 年度の国保保険料（税）率を見ると所得割、資産割、均等割、平等割ともに市町村によって大きく差があり、平準化にはほど遠い印象ですが、どのように考えられますか。

→（事務局）

保険料（税）の平準化は課題ですが、そのためには、まず医療費水準反映の程度をどうするのか、再度 34 市町村で検討する必要があります。いくつかの市町村からは平準化に向けた協議の要望もあり、次回の運営方針を決める際に検討する必要があると考えています。

議題 2 平成 30 年度高知県国民健康保険事業特別会計予算（案）について

○事務局説明

資料 12 ページにより事務局から説明

○主な意見・質疑応答

【30 年度から新たに取り組む項目について】

（委員）

特別会計予算の歳出の中で一定経費以外で 30 年度から新たに取り組む項目は何ですか。

→（事務局）

資料 12 ページ右下の被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組の約 1,500 万を予定しています。

（委員）

新たな取り組みに健康づくりがあるが、平準化のためには 34 市町村の連携した健康づくりへの取組により医療費が少なくなるのが望ましいが、県としてはどのような見解ですか。

→（事務局）

資料 13 ページの通り、市町村の検診、特定健診受診率向上などの健康づくりに対して国から交付する保険者努力支援交付金約 3 億 5000 万円や、県 2 号繰入金 3 億 3000 万円があり、市町村の健康づくりの取組に対して交付しています。

市町村の方には、これらの交付金を活用していただき、医療費も平準化を図っていきたいと考えています。

その他 国民健康保険の制度改革に関連する県条例について

○事務局説明

資料 15 ページから 17 ページにより事務局から説明

○主な意見・質疑応答

質疑応答なし。